

バーゼル条約附属書 、 の追加について

附属書 (廃棄の経路・含有成分)

経路 (18経路)

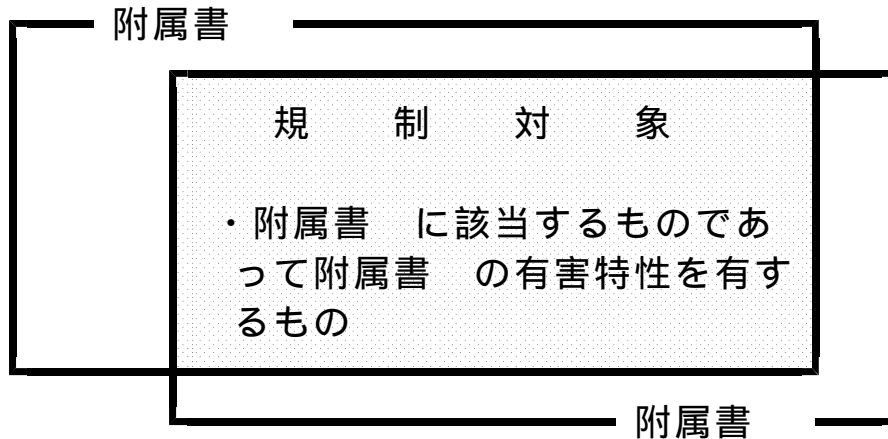
- ・ 医療行為から生ずる廃棄物
- ・ 有機溶剤の製造に伴う廃棄物等

含有成分 (27種類)

- ・ ヒ素 ・ 鉛等

附属書 (有害特性)

- ・ 爆発性
- ・ 腐食性
- ・ 急性毒性
- ・ 慢性毒性 等



規制対象の明確化 (リスト化)

附属書 (原則規制対象)

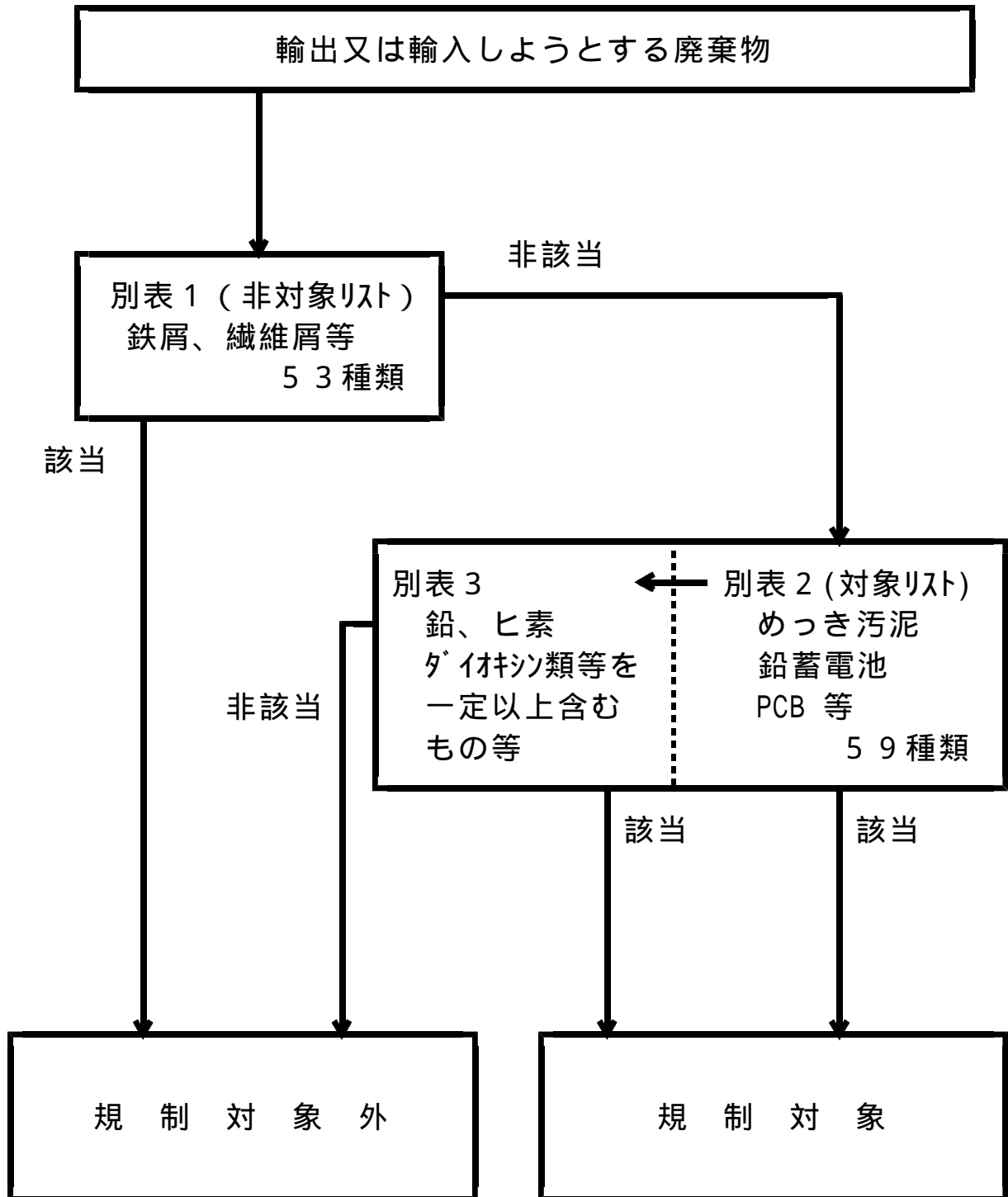
- 鉛蓄電池
- 廃駆除剤
- めっき汚泥
- 廃石綿
- シュレッダーダスト 等

附属書 (原則非対象)

- 鉄屑、貴金属の屑
- 固形プラスチックくず
- 紙屑、繊維くず
- ゴムくず 等

- * 附属書 に該当する品目であっても附属書 の有害特性を有しないものは規制対象外
- * 附属書 に該当する品目であっても有害物質に汚染されている等により附属書 の有害特性を有するものは規制対象
- * なお、附属書 又は に掲載されていない物については、従来どおり、附属書 及び を参照して判断する。

改正告示の概要



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

< バゼル条約 >

- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・移動書類の携帯等

[国内法の整備]

< 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 >

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。
-------------------	---

基本的事項の公表	環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
----------	--

（輸出の承認）

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
環境庁長官は、通商産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、通商産業大臣に通知する。
通商産業大臣は、環境庁長官の通知を受けた後でなければ 承認をしてはならないものとする。

（輸入の承認）

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
環境庁長官は、必要がある場合には、通商産業大臣に対し意見を述べることができる。

（移動書類）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（措置命令）

環境庁長官及び通商産業大臣（廃棄物については、環境庁長官、厚生大臣及び通商産業大臣）は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
環境庁長官及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等（廃棄物を除く。）を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。